

那珂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成21年那珂市条例第12号)第6条の規定に基づき、那珂市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

那珂市長 先 崎 光

那珂市人事行政の運営等の状況報告書

1 職員の任免及び職員数に関する状況

・職種別の採用・退職者数の状況

区 分	採用者数(人)		退職者数(人)	
	R4.4.1	R4.4.2～R5.3.31	R4.4.1～R5.3.30	R5.3.31
行政職	7	1	2	11
消防職	0	0	0	3
技能労務職	0	0	0	0
合 計	7	1	2	14

※行政職とは一般行政職、企業職及び教育職を合わせた職員です。

※技能労務職とは、単純な労務に雇用される職員で、運転手、給食調理員等をいいます。

・任命権者別職員数の状況

区 分	職員数(人)		
	R4.4.1	R5.4.1	対前年増減数
市長部局等	338	341	3
教育委員会	51	52	1
消防本部	97	97	0
合 計	486	490	4

※市長部局等には、議会事務局、農業委員会事務局及び企業職が含まれています。

※R5.4.1の職員数はR5.4.1付採用の職員が含まれております。

※職員数は常勤の職員で退職者及び派遣職員を含み、県等との人事交流による受入者、再任用職員及び会計年度任用職員等は含まれておりません。

2 職員の人事評価の状況

平成28年4月1日より全職員に対して人事評価を行っています。

当市における人事評価制度は、業績評価と能力・態度評価の二面から評価することとしており、業績評価については、全職員に目標管理制度に基づく業績評価を、消防職及び雇用職職員については、加えて観点別に業績を評価することとしております。

3 職員の給与の状況

・平均給料月額及び平均年齢(令和4年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	307,900円	40.7歳
技能労務職	277,700円	50.6歳

・初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	学 歴	初任給
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円
消 防 職	大学卒	208,600円
	高校卒	169,900円
技能労務職	高校卒	147,900円

・経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,900円	348,077円	374,471円	394,683円
	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

※採用状況により経験年数ごとの平均給料月額が算出できない場合があります。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

・勤務時間(令和4年4月1日現在)

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は上記と異なります。

・休暇(令和4年4月1日現在)

休暇の種類	内 容
年次休暇	・1月1日を基準として、1年につき20日
療養休暇	・職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・90日以内において必要と認める期間
特別休暇	・選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして規則で定める場合 ・必要と認められる期間
介護休暇	・職員が配偶者、父母、子等の生計を一にする親族で、負傷、疾病又は老齢により、1週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ・連続する6か月の期間内において必要と認められる期間 ・勤務しない期間(時間)は無給
組合休暇	・職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で、当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合 ・一の年につき30日 ・勤務しない期間(時間)は無給

5 職員の休業に関する状況

・各種休業の状況(令和4年度)

区分	取得者数(人)
配偶者同行休業	1
自己啓発等休業	0
修学時部分休業	0

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

・分限処分者数(令和4年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	6	0	6
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	6	0	6

※分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降給、休職、免職又は降任の処分をすることです。

・懲戒処分者数(令和4年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

7 職員のサービスの状況

・育児休業の取得者数(令和4年度の新規取得者数)

(人)

区 分	1年以下	1年超2年以下	2年超3年以下	合 計
男性職員	1	0	0	1
女性職員	1	4	1	6
合 計	2	4	1	7

・育児部分休業の取得者数(令和4年度の新規取得者数)

(人)

区 分	1年以下	1年超2年以下	2年超3年以下	3年超4年以下	4年超5年以下	5年超	合計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

・育児短時間勤務の取得者数(令和4年度の新規取得者数)

(人)

区 分	3月以下	3月超6月以下	6月超9月以下	9月超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

・介護休暇の取得者数(令和4年度の新規取得者数)

区 分	取得者数(人)
男性職員	0
女性職員	0
合 計	0

8 職員の退職管理の状況

公平委員会に対して報告された退職者から現職職員へのあっせんの状況

報告件数0件

※当市においては、地方公務員法に定める国の部課長に相当する職として、各部部長、消防長、各行政委員会の事務局の長を定めています。

※当市においては、退職者に対する再就職先の届出について義務付けしていません。

9 職員の研修の状況

・市研修(令和4年度)階層別研修(286人)

研修課程	研修対象者	日数	受講者数
新規採用課程(前期)	新規採用職員	4日	7人
初級職員1部研修	対象者	3日	11人
初級職員2部研修	対象者	2日	18人
人事評価目標設定研修会	一般職員及び管理職員	4時間	11人
人事評価評価者研修会	管理職員	4時間	21人
メンタルヘルス研修	一般職員及び管理職員	2時間	47人
ハラスメント研修	管理職員	4時間	56人
ストレスチェック集団分析結果報告会	管理職員	2時間	38人
接遇サービス向上研修	対象者	2.5時間	52人
SDGsセミナー	対象者	4時間	25人

・派遣研修(令和4年度)外部研修機関に派遣(95人)

研修課程	研修対象者	受講者数
自治研修所階層別研修	階層別指定職員	34人
自治研修所特別研修	指定職員	18人
自治研修所県合同研修	希望職員	11人
市町村アカデミー研修	指定職員	4人
いばらき県央地域連携中核都市圏合同研修	指定職員	13人
茨城大学リカレント教育プログラム	希望職員	3人
グロービス経営大学院	希望職員	1人
女性のためのキャリア研修	希望職員	1人
その他派遣研修	指定職員	10人

・自主研修等(令和4年度)(延べ54人)

研修課程	研修対象者	受講者数
サーキットトレーニング	希望職員	延べ30人
通信教育講座等	希望職員	延べ24人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

・福利厚生制度

○茨城県市町村職員共済組合

主な事業	事業内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・出産・災害等に対し必要な給付を行う
長期給付事業	組合員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う
福祉事業	健康の保持増進事業や保養施設の運営、住宅資金の貸付等を行う

○那珂市職員互助会

主な事業	事業内容
給付事業	各種見舞金、祝金、弔慰金等の給付を行う
福利厚生事業	各種球技大会、クラブ活動助成、人間ドック受診助成等の実施

・公平委員会からの報告事項

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する審査請求	0件